

内 訳 表

	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1 分析費	概況調査（１）		箇所	14			単価表 第1－1～3 表参照
2 分析費	継続監視調査		箇所	8			単価表 第 2 表 参照
3 分析費	概況調査（２）		箇所	2			単価表 第 3 表 参照
分析費計							
4 消費税及び地方消費税の額							
業務費計			式	1			

単 価 表

第1－1表	概況調査（1） 環境基準 27項目（要監視4項目） 1箇所当たり						
名 称	細 別	規格寸法	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
1 分 析 費	環境基準項目						
	（1）	カドミウム	検体	1			
	（2）	全シアン	検体	1			
	（3）	鉛	検体	1			
	（4）	六価クロム	検体	1			
	（5）	砒素	検体	1			
	（6）	総水銀	検体	1			
	（7）	P C B	検体	1			
	（8）	トリクロロエチレン	検体	1			
	（9）	テトラクロロエチレン	検体	1			
	（10）	1,1,1-トリクロロエタン	検体	1			
	（11）	四塩化炭素	検体	1			
	（12）	ジクロロメタン	検体	1			

単 価 表

第1－2表		概況調査（1） 環境基準 27項目（要監視4項目） 1箇所当たり					
名 称	細 別	規格寸法	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
	(13)	1,2-ジクロロエタン	検体	1			
	(14)	1,1,2-トリクロロエタン	検体	1			
	(15)	1,1-ジクロロエチレン	検体	1			
	(16)	1,2-ジクロロエチレン	検体	1			
	(17)	1,3-ジクロロプロペン	検体	1			
	(18)	チウラム	検体	1			
	(19)	シマジン（CAT）	検体	1			
	(20)	チオベンカルブ	検体	1			
	(21)	ベンゼン	検体	1			
	(22)	セレン	検体	1			
	(23)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	検体	1			
	(24)	ほう素	検体	1			

単 価 表

第1－3表	概況調査（1） 環境基準 27項目（要監視4項目） 1箇所当たり						
名 称	細 別	規格寸法	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
	(25)	ふっ素	検体	1			
	(26)	クロロエチレン	検体	1			
	(27)	1,4-ジオキサン	検体	1			
	(28)	E P N（要監視項目）	検体	1			
	(29)	ニッケル（要監視項目）	検体	1			
	(30)	アンチモン（要監視項目）	検体	1			
	(31)	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）（要監視項目）	検体	1			
第1表分析費 （1）～（31）計			式	1			

単 価 表

第 2 表	継続監視調査 環境基準 7項目 1箇所当たり						
名 称	細 別	規格寸法	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
2 分 析 費	環境基準項目						
	(1)	トリクロロエチレン	検体	1			
	(2)	テトラクロロエチレン	検体	1			
	(3)	1,1,1-トリクロロエタン	検体	1			
	(4)	四塩化炭素	検体	1			
	(5)	1,1-ジクロロエチレン	検体	1			
	(6)	1,2-ジクロロエチレン	検体	1			
	(7)	クロロエチレン	検体	1			
第2表分析費 (1)～(7)計			式	1			

単 価 表

第 3 表	概況調査（２） 要監視 3項目 1箇所当たり						
名 称	細 別	規格寸法	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
3 分 析 費	要監視項目						
	（１）	エピクロロヒドリン	検体	1			
	（２）	全マンガン	検体	1			
	（３）	ウラン	検体	1			
第3表分析費 （１）～（３）計			式	1			

地下水水質測定計画調査に係る分析業務仕様書

発注者（甲）が受注者（乙）に発注する業務は以下のとおりとする。

- 1 業務名称 地下水水質測定計画調査に係る分析業務
- 2 引渡場所 松戸市根本387番地の5 松戸市役所 環境保全課
- 3 実施目的 本業務は、水質汚濁防止法第16条第1項に規定する地下水の水質測定計画に基づき実施する地下水の水質分析等を行い、地下水の水質汚染状況を把握することを目的としている。
- 4 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年2月28日まで
- 5 業務内容 本業務は、甲が水質汚濁防止法第16条第1項に規定する地下水の水質測定計画に基づき採水した検体について、乙は甲から検体を受け取り、分析を行うものとする。
- 6 検体の引渡方法 検体容器等（保冷剤、保冷容器等含む）は乙が用意し、甲の指定した日時に甲が指定した場所へ持参すること。甲は、甲が指定する日時及び場所において検体を乙に引き渡すものとする。

7 分析項目及び対象地点数

A 概況調査（1）（14地点×31項目×1回＝434項目）…移動12地点、定点2地点

項目	(1)カドミウム	(11)四塩化炭素	(21)ベンゼン
	(2)全シアン	(12)ジクロロメタン	(22)セレン
	(3)鉛	(13)1,2-ジクロロエタン	(23)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	(4)六価クロム	(14)1,1,2-トリクロロエタン	(24)ほう素
	(5)砒素	(15)1,1-ジクロロエチレン	(25)ふっ素
	(6)総水銀	(16)1,2-ジクロロエチレン	(26)クロロエチレン
	(7)PCB	(17)1,3-ジクロロプロペン	(27)1,4-ジオキサン
	(8)トリクロロエチレン	(18)チウラム	(28)EPN（要監視項目）
	(9)テトラクロロエチレン	(19)シマジン	(29)ニッケル（要監視項目）
	(10)1,1,1-トリクロロエタン	(20)チオベンカルブ	(30)アンチモン（要監視項目）
			(31) パルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びパルフルオロオクタノ酸（PFOA）（要監視項目）

B 継続監視調査（8地点×7項目×1回＝56項目）…8地点

- 項目 (1)トリクロロエチレン
- (2)テトラクロロエチレン
- (3)1,1,1-トリクロロエタン
- (4)四塩化炭素

(5)1,1-ジクロロエチレン

(6)1,2-ジクロロエチレン

(7) クロロエチレン

C 概況調査(2)(2地点×3項目×1回=6項目)…2地点 ※概況調査(1)に含む

項目 (1) エピクロロヒドリン (要監視項目)

(2) 全マンガン (要監視項目)

(3) ウラン (要監視項目)

合 計 (A + B + C) = 22地点 (延べ496項目)

8 分析方法 分析方法は別表1-1及び1-2のとおりとする。
なお、報告下限値は別表2-1及び2-2のとおりとする。

9 分析結果報告 (1)報告書類及び部数
乙は甲に、計量証明書を検体別に各1部、結果一覧表を2部提出すること。
(2)報告期日
結果の報告については、検体の引渡後30日以内とする。
(3)「1,2-ジクロロエチレン」についてはシス体及びトランス体についても報告すること。
(4)「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」については硝酸性窒素と亜硝酸性窒素についても報告すること。
(5)「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)」についてはPFOS及びPFOAの合算値に加え、PFOS、PFOS(直鎖体)、PFOA、PFOA(直鎖体)についても報告すること。

10 費用負担 乙は、業務遂行のために必要な一切の経費を負担するものとする。

11 その他 (1)検体は、前処理後に汚染のない冷蔵庫等の冷暗所に保管し、結果報告後2ヶ月は保管すること。
(2)本業務に関するデータについては、本業務終了後1年間保存すること。
(3)分析結果に疑義がある場合には、甲は乙に再分析を指示できるものとする。
なお、この場合の費用は乙の負担とする。
(4)本業務を実施する際に(もしくは実施したのちに)知り得た情報等はその一切を漏洩させてはならない。
(5)仕様書に記載が無い事項について疑義が生じた場合は、甲乙の協議により決定するものとする。

別表１－１ 地下水の水質汚濁に係る環境基準項目の測定方法

令和８年度地下水の水質測定計画による

	項目	測定方法
1	カドミウム	JIS K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
2	全シアン	JIS K0102-2 9.3.2 若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1（蒸留操作は装置にて行う）（注1）
3	鉛	JIS K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
4	六価クロム	JIS K0102-3 24.3（JIS K0102-3 24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。） 1 JIS K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（JIS K0102-3 24.3.3.4のb）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 JIS K0102-3 24.3.2に定める方法により塩分濃度の高い地下水を測定する場合、1に定めるところによるほか、JIS K0170-77のa）又はb）に定める操作を行うこと。
5	砒素	JIS K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
6	総水銀	公共用水域告示第59号付表2に掲げる方法
7	P C B	公共用水域告示第59号付表4に掲げる方法
8	ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
9	四塩化炭素	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
10	クロロエチレン	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法（注2）
11	1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
12	1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
13	1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつてはJIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
14	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
15	1,1,2-トリクロロエタン	
16	トリクロロエチレン	
17	テトラクロロエチレン	
18	1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
19	チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
20	シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
21	チオベンカルブ	
22	ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
23	セレン	JIS K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
24	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつてはJIS K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつてはJIS K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法

25	ふっ素	JIS K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、JIS K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は 5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。）及び 5.5 に定める方法
26	ほう素	JIS K 0102 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
27	1,4-ジオキサン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法

注1 昭和46年環境庁告示第59号とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）をいう。

注2 平成9年環境庁告示第10号とは、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）をいう。

- ・ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸性窒素の濃度と亜硝酸性窒素濃度の和とする。
- ・ 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

別表 1－2 要監視項目の測定方法

	項目	測定方法
28	E P N	「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成 11 年 3 月 12 日環水企第 89 号、環水管第 69 号、環水規第 79 号）に定める方法
29	ニッケル	
30	アンチモン	「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」（平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号・環水土発第 040331005 号）に定める方法
31	エピクロロヒドリン	
32	全マンガン	
33	ウラン	
34	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」（令和 2 年 5 月 28 日環水大発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号）に定める方法

別表２－１ 項目及び報告下限値（環境基準健康項目）

	項目	報告下限値	環境基準値
1	カドミウム	0.0003 mg/L	0.003 mg/L 以下
2	全シアン	0.1 mg/L	検出されないこと
3	鉛	0.001 mg/L	0.01 mg/L 以下
4	六価クロム	0.005 mg/L	0.02 mg/L 以下
5	砒素	0.001 mg/L	0.01 mg/L 以下
6	総水銀	0.0005 mg/L	0.0005 mg/L 以下
7	P C B	0.0005 mg/L	検出されないこと
8	ジクロロメタン	0.002 mg/L	0.02 mg/L 以下
9	四塩化炭素	0.0002 mg/L	0.002 mg/L 以下
10	クロロエチレン	0.0002 mg/L	0.002 mg/L 以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L	0.004 mg/L 以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L	0.1 mg/L 以下
13	1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L	0.04 mg/L 以下
	シス 1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L	
	トランス 1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L	
14	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L	1 mg/L 以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L	0.006 mg/L 以下
16	トリクロロエチレン	0.001 mg/L	0.01 mg/L 以下
17	テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L	0.01 mg/L 以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L	0.002 mg/L 以下
19	チウラム	0.0006 mg/L	0.006 mg/L 以下
20	シマジン	0.0003 mg/L	0.003 mg/L 以下
21	チオベンカルブ	0.002 mg/L	0.02 mg/L 以下
22	ベンゼン	0.001 mg/L	0.01 mg/L 以下
23	セレン	0.001 mg/L	0.01 mg/L 以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.06 mg/L	10 mg/L 以下
	硝酸性窒素	0.03 mg/L	
	亜硝酸性窒素	0.03 mg/L	
25	ふっ素	0.08 mg/L	0.8 mg/L 以下
26	ほう素	0.1 mg/L	1 mg/L 以下
27	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L	0.05 mg/L 以下

有効数字等

- a 報告下限値未満の数値については「報告下限値未満」（記載例「<0.05」とする。
- b 桁数について
- (a)有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。
- (b)報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。
- (c)環境基準値が2物質の濃度の和とされている環境基準項目については、まず、2物質の測定値の合計値を求めた後に、上記の(a)及び(b)の桁数処理を行う。ただし、2物質の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。2物質がいずれも、それぞれの報告下限値未満の場合には、報告下限値未満とする。

別表２－２ 項目及び報告下限値（要監視項目）

	項目	報告下限値	指針値
28	E P N	0.0006 mg/L	0.006 mg/L 以下
29	ニッケル	0.001 mg/L	—
30	アンチモン	0.0002 mg/L	0.02 mg/L 以下
31	エピクロロヒドリン	0.0001 mg/L	0.0004 mg/L 以下
32	全マンガン	0.02 mg/L	0.2 mg/L 以下
33	ウラン	0.0002 mg/L	0.002 mg/L 以下
34	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS） 及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.0000003 mg/L	0.00005 mg/L 以下 （PFOS 及び PFOA の合計値）
	PFOS	0.0000001 mg/L	—
	PFOS(直鎖体)	0.0000001 mg/L	—
	PFOA	0.0000002 mg/L	—
	PFOA(直鎖体)	0.0000002 mg/L	—